

お客様へお知らせ

とうわ商品券払い戻しについて

とうわ商品券のご利用は平成27年3月31日をもって終了いたしました。

まだ、未使用のとうわ商品券につきましては資金決済法第20条第1項に基づき
平成27年4月1日から6月30日まで払い戻しを行います。

お手数ではございますが未使用的商品券をお持ちのお客様は、申出期限内に払戻しの手続きを行って頂きますようお願い申しあげます。



◎払戻期間 平成27年4月1日(水)～平成27年6月30日(火)

払い戻し期限内に申出がない場合、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

◎申出方法 未使用商品券を花巻商工会議所東和支所までご持参ください

◎払戻方法 当額面の金額を現金にて払戻しいたします。

◎払戻時間 午前9時～午後3時まで (土曜、日曜、祝祭日はお休み)

◎必要な物 商品券、印鑑

払戻しができない商品券

- ① 使用済み商品券 ② 破損により商品券番号が照会できない商品券
- ③ 3分の1が滅失している商品券 ④ 偽造、変造されている商品券

◎払戻場所 花巻商工会議所東和支所

◎問い合わせ先 とうわ商業協同組合 Tel0198-42-3155

(花巻市東和町土沢8区60 花巻市東和総合支所内1F)